

会 議 の 名 称	議 会 改 革 特 別 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 7 月 15 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 10 時 36 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 11 時 01 分
出 席 者	安 藤 誠 藤 川 貴 雄 堀 隆 和 野 口 佳 宏 原 一 郎 栗 津 明	
欠 席 者		
オ ブ ザ ー バ ー	議 長 後 藤 國 弘 副 議 長 安 井 智 子	
傍 聴 者		
説 明 の た め に 出 席 し た 者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協 議 事 項	・ 令和7年度協議事項の進め方について ・ その他	

【開会＝午前 10 時 36 分】

安藤委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。本日の協議事項は「令和 7 年度の協議事項の進め方について」です。

7 年度に協議する事項について、前回の委員会で協議した結果を配付した資料のとおりまとめました。

内容としては、前年度からの継続として、「①オンラインによる委員会開催の試行」、「②質問通告書、議員提出議案、会議録などデジタル化の具体的検討」、「③会期日程において、一般質問の開催時期を遅らせ、会期終盤に変更」を提案事項としております。

また、7 年度に議員から提案のあった事項として、「④正副議長任期 2 年の検討」、「⑤詳細説明会の録音音声提供等の調整」、「⑥通告書の在り方の検討」、「⑦活動計画書・報告書に意見交換会の意見総括シート及び行政視察報告書と市への政策提言への一本化」、「⑧活動報告書に各議員の意見の掲載（申合せの確認）」を入れております。

さらに、委員長からの提案事項として「⑨主権者教育の推進の検討」、「⑩議会の改革事項を広く議員以外の執行部の各部局長から募る検討」を提案させていただきました。

以上について協議していただきたいと思います。

なお、資料にはありませんが、「通告書の在り方の検討、関連質問について」ということで、栗津委員から提案がありました。こちらも協議していききたいと思います。それでは、委員のご意見を伺います。

藤川委員

確認です。資料には「検討事項及びスケジュール（案）」とありますので、この案の 1 番から 10 番までのどれを協議して、協議する場合どの順番で進めていくのかということを決めればよいということですか。

安藤委員長

前回の委員会では、順番については委員長一任ということで決めていただきましたので、基本的には先ほど申し上げたことについては、資料に記載のあるスケジュールで進めさせていただきたいと思います。

しかし、「④正副議長の任期 2 年の検討」と、「⑦活動計画書・報告書に意見交換会の意見総括シート及び行政視察報告書と市への政策提言への一本化」については、7 年度から始めるのであれば早急に議論して決めなければならないので、そのことも含めてお伺いしたいと思います。

「⑨主権者教育の推進の検討」、「⑩議会の改革事項を広く議員以外の執行部の各部長から募る検討」から協議を始めたいということだと思います。

例えば主権者教育については、誰がどのような形で実施するのか。意見を募るのなら時間はかかるでしょうし、それらを最初に協議するのはいいと思います。

また、時間をかけなくてもいいこと、「⑤詳細説明会の録音音声提供等の調整」については、委員会で話し合うことではなくて、事務局が執行部と調整すれば結論が出る話だと思います。

なので、時間をかけて協議するテーマと、本日結論が出そうなテーマがあると思いますので、そこは整理したほうがいいと思います。

栗津委員には申し訳ないですが、関連質問についてですが、関連質問するなら最初から通告書に書けばいいので、そこは確認だけでいいと思います。

答えを聞かないと質問できないという意見もあるとは思いますが、そういう場合の答弁に対する質問は、お互いに不完全燃焼で終わることがあると思います。

さらに充実した一般質問にしようとするならば、ヒアリングや日頃の調査に時間をかけてから本番に臨むほうが良い一般質問になると思いますし、関連質問は不十分なやり取りになりがちですので、ルールで明確に関連質問を禁止するほどではないですが、あまりやらないほうがいいと思います。

あと、「⑦活動計画書・報告書に意見交換会の意見総括シート及び行政視察報告書と市への政策提言への一本化」についても、同じような様式にしましょうという話なので、ここで話し合うことでもないように感じます。

様式の内容に踏み込むなら協議するべきなのでしょうが、統一するだけの話であれば、協議するような内容ではないと思います。

「⑧活動報告書に各議員の意見の掲載（申合せの確認）」については、申合せで載せることになっています。6年度は載せなかった委員会もあったようですが、そこは全員協議会で確認すればいいのではないのでしょうか。

前年度からの継続事項「①オンラインによる委員会開催の試行」、「②質問通告書、議員提出議案、会議録などデジタル化の具体的検討」、「③会期日程において、一般質問の開催時期を遅らせ、会期終盤に変更」については、協議に

栗津委員	時間を要するということで継続事項になっていると思いますので、これらの時間がかかりそうなものに時間をかけるために、そうではないものは早く結論を出すほうがいいのではないのでしょうか。 通告書と関連質問の関係ですが、私個人の問題ではなく、羽島市議会をどうしていくのかということを考えて、「関連質問なんてやらなくていい」と簡単に終わらせるのではなく、しっかり検討していただきたいです。 市の問題に対して、執行部を批判するのではなく追求していく、市民から信頼される議会にするためにはどういった一般質問にすればいいのかを考えていただきたいです。 藤川委員のおっしゃっていることも分かりますが、我々は執行部から回答が引き出せないです。私だけでなくほかの議員もそうです。答弁の内容を事前に教えてもらえなくて、どうやって深掘りした質問ができるのか。 どんなことでも「通告されておりません。」で済むのなら、私はなんでも執行部の言うとおりにしたら結構だと考えております。
藤川委員	答弁が返ってこなくて深掘りできないということですが、最初に質問するのは議員で、それに対して答弁するのが一般質問です。何を聞いてどのように行政に仕事をしてもらうのかということを考えて、質問を作り上げるのが一般質問だと思いますので、しっかりとした答弁がもらえないのは調査不足と言いますか、質問する議員側の問題になりますので、そういうことはあまり言わないほうがいいと思います。
野口委員	本日は議論する時間ではないと思います。スケジュール案についてはいただいた資料のとおりで問題ないと思います。早く結論が出せそうなものから協議を始めてもいいですし、この案の順番でもいいと思います。ただ、9番と10番はそこまで時間はかからないとは思いますが。 スケジュールはいいんですが、「⑩議会の改革事項を広く議員以外の執行部の各部長から募る検討」の意味をもう一度教えていただきたいです。
議会総務課長	今回、議員から議会を改革するための意見を求めましたが、議員だけでなく執行部の部長も同じ議場で議論するわけですから、議会を良くしていくということに関して、部

	長級職員からも改革案を募ってはどうかということです。
野口委員	これは引っかけります。前回、話していましたか。
安藤委員長	話しました。
野口委員	了承した記憶はないです。これでやっていくならいいですが、違う気がします。 「⑨主権者教育の推進の検討」については、どういう進め方で考えられていますか。
安藤委員長	全国市議会議長会も主権者教育を推奨されています。投票率がかなり低い状況があるので、若いときから主権者教育によって関心を持ってもらおうという目的です。小・中学生や高校生に対して、議会として教育する場を提供していきたいというものです。
野口委員	スケジュールとしては9番、10番を協議した後に1番から進めるということですか。
安藤委員長	あくまで委員長案ですので、皆様のご意見を伺えればと思います。
野口委員	資料には今後1年間で議論していかなければならないことが記載されていますし、議論する順番については委員長にお任せします。
議会総務課長	10番の補足ですが、昨年度、通告書の提出期限を前倒しました。あれは課長級職員の意見があって、それを私から当時の野口議長に提案したのですが、ああいった形で執行部から改革案が提案されて、議員としても了承できるものであったら検討していただければ、というものです。 わざわざ議会で取り上げるような提案でなければ取り上げなければいいですし。 〔「その都度提案を受け付ければいい」と呼ぶ者あり〕
野口委員	確かに事務局から提案を受けて通告書の提出期限の前倒しについては全員協議会にお諮りいたしました。栗津委員が言われたとおり、こちらからアクションを起こす必要はなくて、随時、何かあれば意見をもらえばいいのではな

	いでしょうか。 野口委員が言われるとおりで、10番は実施する方向で、何かあれば上げていただければいいことだと思います。 検討した形が必要なのであれば、具体的に協議を始める最初の委員会に議題として入れて、すぐ結論を出せるものだと思いますので、その場で採決すればいいと思います。 「⑤詳細説明会の録音音声提供等の調整」もそのようにしていただければと思います。方向性としては委員で同じ方向を向いているのではないでしょうか。
藤川委員	
安藤委員長	あくまでも案ですので、資料に記載されている検討事項をやるのかやらないのかも含めてご意見をお伺いしたいと思います。
栗津委員	10番については、議員であろうと職員であろうと、議会を改善していきたいという要望があれば、その都度議題として取り上げれば済むと思います。検討事項とする必要はないと思います。
藤川委員	結論を出したという形は必要になるので、取り上げる必要はあると思います。
野口委員	次の委員会で協議する検討事項を委員長に示していただきたいと思います。
安藤委員長	それでは、次回の委員会では、「⑤詳細説明会の録音音声提供等の調整」、「⑧活動報告書に各議員の意見の掲載（申合せの確認）」、「⑨主権者教育の推進の検討」、「⑩議会の改革事項を広く議員以外の執行部の各部局長から募る検討」を検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。
堀委員	「⑥通告書の在り方の検討」は協議に時間がかかるので先延ばしにするということですが、時間がかかるのであれば最初の協議事項に入れて、積み重ねて結論を出していく形がいいと思います。
安藤委員長	6番はそこまで時間はかからないと思います。 〔「9月定例会までに間に合いますか」と呼ぶ者あり〕

安藤委員長	それでは、「⑥通告書の在り方の検討」についても、次回の委員会で検討するということによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
安藤委員長	議長、何かございますか。 〔発言なし〕
安藤委員長	副議長、何かございますか。 〔発言なし〕
安藤委員長	本日の協議事項は以上となります。これにて本日の委員会を終了いたします。ご苦労様でした。 【閉会＝午前 11 時 01 分】